

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	加美町

加美町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 加美町 農林課
所在地 加美郡加美町字西田三番5番地
電話番号 0229-63-3408
FAX番号 0229-63-3398
メールアドレス nourin@town.kami.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス、(ハシブトガラス、ハシボソガラス)カルガモ、イノシシ、ニホンジカ、カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	宮城県加美郡加美町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稻、野菜（ねぎ、かぼちゃ、とうもろこし等）、豆類、等	被害面積 133 a 被害金額 2,990 千円
ツキノワグマ	水稻、果樹、飼料用作物、野菜	被害面積 126 a 被害金額 1,220 千円
ニホンジカ	水稻 果樹 飼料用作物 野菜	被害面積 1 a 被害金額 11 千円
イノシシ	水稻、いも類、飼料用作物、野菜、豆類	被害面積 983 a 被害金額 10,702 千円
タヌキ	野菜、飼料作物、いも類	被害面積 13 a 被害金額 708 千円
ハクビシン	水稻、果樹、野菜	被害面積 21 a 被害金額 1,223 千円
カラス カルガモ	水稻、野菜、豆類、果樹、飼料用作物	被害面積 31 a 被害金額 1,005 千円
カワウ	アユ	被害面積 - a 被害金額 - 千円

(2) 被害の傾向

○野生鳥獣による被害は年により変動はあるものの拡大傾向にあり、特にイノシシでは農作物被害が深刻化てきており、度重なる被害によって栽培放棄や耕作意欲の低下が懸念される。

・ニホンザル

小野田地区に2群、宮崎地区に2群の群れが確認され、4群で160頭前後が生息しており、被害の多くは小野田地区及び宮崎地区の中山間地域で発生している。毎年農作物への被害報告があり、その被害は人里に広がってきており、人家近くの野菜や果樹、水稻にまで及んでおり、拡大する傾向にある。4月から10月にかけて多くの被害が確認されており、度重なる被害によって、栽培放棄や耕作意欲の低下が懸念されるとともに、出没区域の拡大が危惧されている。

・ツキノワグマ

町内全域で毎年確認されており、その年によって出没の状況が異なっている。被害はデントコーン等の飼料作物が主であるが、果樹や野菜へ

の被害も見られ、また、近年市街地付近も出没が確認されてきており、人的被害も懸念されることから、対策を講じることが急務となっている。

・イノシシ

町内全域で出没し、水稻や野菜、いも類等に被害を与えるなどの深刻な状況となっている。また、その被害は年々拡大傾向にあり、近年では人里近くでの目撃情報も増えてきて対策を講じることが急務となっている。

・ニホンジカ

令和元年頃から町全域においてニホンジカの目撃情報が寄せられ、近年は農作物被害も確認されてきているため、今後はさらなる個体数の増加や農作物被害の発生が予想される。

・カワウ

数年前から鳴瀬川流域でカワウが確認され、地元漁業協同組合で放流する稚魚等、水産物の被害が確認されてきているため、対策を講じる必要がある

・その他

タヌキ・ハクビシンによる住宅周辺での生活環境被害及び住宅周辺農地の農作物被害やカラスも含めた水稻及び野菜への被害も町全域で恒久的に発生しており、その被害は拡大の傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
ニホンザル	被害面積 <u>133</u> a 被害金額 <u>2,990</u> 千円	被害面積 <u>126</u> a 被害金額 <u>2,840</u> 千円
ツキノワグマ	被害面積 <u>126</u> a 被害金額 <u>1,220</u> 千円	被害面積 <u>119</u> a 被害金額 <u>1,159</u> 千円
イノシシ	被害面積 <u>983</u> a 被害金額 <u>10,702</u> 千円	被害面積 <u>933</u> a 被害金額 <u>10,167</u> 千円
タヌキ	被害面積 <u>17</u> a 被害金額 <u>708</u> 千円	被害面積 <u>12</u> a 被害金額 <u>672</u> 千円
ハクビシン	被害面積 <u>21</u> a 被害金額 <u>1,223</u> 千円	被害面積 <u>19</u> a 被害金額 <u>1,161</u> 千円
カラス カルガモ	被害面積 <u>31</u> a 被害金額 <u>1,005</u> 千円	被害面積 <u>29</u> a 被害金額 <u>954</u> 千円
ニホンジカ	被害面積 <u>1</u> a 被害金額 <u>11</u> 千円	被害面積 <u>0.9</u> a 被害金額 <u>10</u> 千円
カワウ	被害面積 - a 被害金額 - 千円	被害面積 - a 被害金額 - 千円

※ 目標値の設定根拠 5%の軽減を目標とする。また、現状被害が認められないが、今後対策が必要なものと記載

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・加美町鳥獣被害対策実施隊による春季・秋季の予察捕獲並びに有害鳥獣の捕獲。 ・捕獲者の育成のため、狩猟免許を取得する際の経費を町単独で助成。 ・ニホンザル用の囲いわなを町単独で購入し設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制については加美町鳥獣被害対策実施隊により行われてきたが、隊員の高齢化や多職業化により、次世代の隊員の担い手が不足している。また錯謬捕獲の対応、見回り、箱わな給餌等が負担になってきている。 ・ニホンザルの群が複数あり、行動範囲も広いため、捕獲体制の整備や効率的な捕獲方法の検討が必要となっている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農家による有害鳥獣防止施設の設置経費を町単独で助成。 ・被害の大きい集落において集落全体で鳥獣被害に取り組む場合に侵入防止柵の資材を交付。 ・ニホンザル対策 農地周辺に防護ネット等を設置。 音花火等による追い払いの実施。 受信機による群れの把握。 ・ツキノワグマ対策 飼料畑及び樹園地周辺に電気柵及びWM柵などを設置。 ・イノシシ対策 音花火等による追い払い、農地周辺に電気柵及びWM柵などを設置 ・その他 忌避効果の期待されるもの（CD・鳥追いテープ・害獣忌避資材等）を農地周辺に設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵や防護ネットの整備は、農家個々で行っており、被害地域全体でみると決して多くはない。特に自家用野菜については、設置している場所もあるが、対応にはらつきがある。 ・音花火による追い払いも一時的な効果はみられるが、慣れてしまい被害阻止まで至っていない。 ・防護に対する意識に個人差があり、被害地域全体での意思統一や生息環境の適正管理が必要となっている。

(5) 今後の取組方針

耕作放棄地の増加、捕獲隊員の高齢化・減少など諸問題がある中、鳥獣による農作物被害は増加の一途をたどっている。従来講じてきた対策に加え、ＩＣＴ機器、大型囲い罠等を導入、地域住民への鳥獣対策に係る意識向上を図るため講習会を開き、被害を受けにくい地域づくりを図る。また、対象鳥獣の生態を知り被害対策に取り組んでいくとともに、鳥獣対策の拠点として解体処理施設を整備する。

・ニホンザル

農作物被害は、出没地域の農家にとって深刻な問題となっており、加美町鳥獣被害対策実施隊による銃器及び箱わな等での捕獲・追い上げを実施し、また被害が大きい地域には被害地域と情報共有をし、大型捕獲用囲いわなを移動・設置し、群れ単位での捕獲を実施、発受信装置等を導入し、生息域や行動状況の把握と群の監視を行うとともに、情報の共有・連携を密に行い、被害が出る前に音花火等で追い払いを行う。

・ツキノワグマ

餌となる飼料作物等の栽培計画の見直しを行うとともに、被害が見受けられる地域に存在する飼料畠及び果樹園においては、電気柵等を設置して被害防止に努める。また、農作物のみならず、人畜等への被害も考えられることから、被害痕や足跡等を発見した場合の対応についての体制づくりをしていく。

・イノシシ

繁殖力が高く、短期間においても個体数の変化が大きいため、生息数等を把握するのは困難であるが、被害状況等を確認しながら、加美町鳥獣被害対策実施隊による冬期間を重点とした巻き狩り等による銃器及び箱わな等での捕獲を実施する。さらに、地域・農家個々においても、電気柵等を設置して侵入防止と農作物被害の軽減に努めるよう推進する。

・タヌキ、ハクビシン

中山間地域のみならず町内全域に幅広く出没し、野菜や果樹等の農作物のほか、民家周辺にも被害を与えていたため、被害箇所に箱わなを設置して捕獲していく。

・カラス、カルガモ、カワウ等の鳥類

今後も被害状況等を把握しながら、被害箇所での予察駆除を実施していく。また、鳥追いテープやCD等の害獣忌避資材の設置についても、農家個々の対策として推進していく。

・ニホンジカ

目撃情報が町内全域に点在してきており、生息域や行動状況の把握に努め、被害が出る前に追い払いや予察駆除を行うなど、被害防止の体制づくりを整備していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲作業は加美町鳥獣被害対策実施隊で捕獲する。
また、タヌキ及びハクビシンについては、被害を受けている農業者等に箱わなを貸し出して捕獲を実施する

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度～8年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ タヌキ ハクビシン	・箱わな等の捕獲機材の導入 ・発受信装置を活用した捕獲活動の実施 ・捕獲に関する地域住民への研修会等の開催 ・狩猟免許取得に係る経費の助成 ・I C T を活用した捕獲活動の実施 ・鳥獣解体処理施設の建設及び稼働
	カラス カルガモ	・鳥獣被害のおそれが見込まれる場合は、実施隊による予察駆除実施、被害が発生した場合は対処駆除を実施する
	カワウ	・追い払いの実施や銃器による駆除

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
対象鳥獣の捕獲については、宮城県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、対象鳥獣の予察や被害状況及び捕獲実施区域の現状を踏まえ、捕獲計画数等を検討し設定する。
ニホンザルについては、第五期宮城県ニホンザル管理計画、宮城県ニホンザル保護管理事業実施計画及び加美町ニホンザル保護管理事業実施計画に基づき、生息状況調査等による現状把握を行いながら、捕獲計画数等を設定する。
イノシシについては、第四期宮城県イノシシ管理計画、宮城県イノシシ保護管理事業実施計画及び加美町イノシシ保護管理事業実施計画に基づき、被害状況や出没痕跡などを踏まえ、捕獲計画数等を検討し設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	30 頭	10 頭	10 頭
ツキノワグマ	※ 頭	※ 頭	※ 頭
イノシシ	250 頭	250 頭	250 頭
タヌキ	10 頭	10 頭	10 頭
ハクビシン	10 頭	10 頭	10 頭
カラス	30 羽	30 羽	30 羽
カルガモ	30 羽	30 羽	30 羽
ニホンジカ	20 頭	20 頭	20 頭
カワウ	※ 羽	※ 羽	※ 羽

※ ツキノワグマ、カワウについては被害防止対策を行ったうえで
捕獲以外に被害を防ぎ入れない場合に捕獲する

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ニホンザル、ツキノワグマ及びイノシシについては、被害の実態に即して、中山間地域を中心に銃器・わなを用いた捕獲を行う。 タヌキ及びハクビシンについては、1年を通じて、町内全域において、箱わなを用いた捕獲を行う。 カラス、カルガモ及びカワウについては、町内全域の水田・河川等において、被害状況等を把握しながら、銃器を用いた予察捕獲を重点的に行う。 ニホンジカについては、中山間地域を中心に被害状況等を把握しながら、銃器を用いた予察捕獲を重点的に行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当者なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
加美町	ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ニホンザル	・電気柵	・電気柵	・電気柵
ツキノワグマ	<u>50, 000m</u>	<u>50, 000m</u>	<u>50, 000m</u>
イノシシ	・ワイヤーメッシュ柵 <u>5, 000m</u>	・ワイヤーメッシュ柵 <u>8, 000m</u>	・ワイヤーメッシュ柵 <u>5, 000m</u>

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・追上げ、追払い活動の体制整備 ・農作物収穫残渣や放棄果樹等の除去や追払い用花火等の購入による自己防衛の強化	・追上げ、追払い活動の体制整備 ・農作物収穫残渣や放棄果樹等の除去や追払い用花火等の購入による自己防衛の強化	・追上げ、追払い活動の体制整備 ・農作物収穫残渣や放棄果樹等の除去や追払い用花火等の購入による自己防衛の強化

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

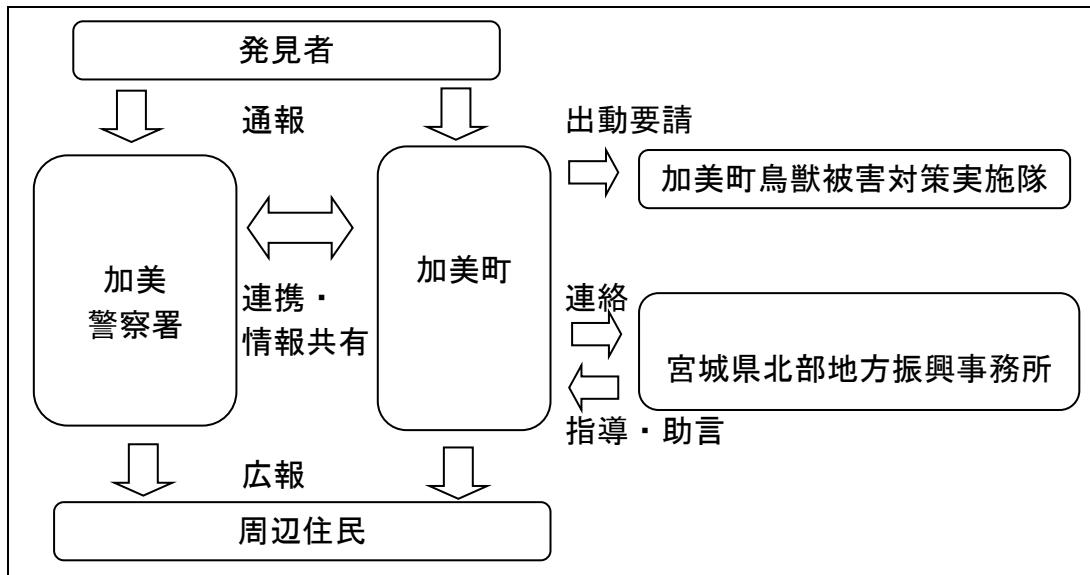
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～令和8年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況及び行動域に関する調査の実施 ・加美町鳥獣被害対策実施隊による追い上げや追い払い活動の体制整備 ・発受信装置等を利用しての群の監視と効率的な追い払い活動の実施 ・追い上げ、追い払い活動における体制の整備 ・農作物収穫残渣等の除去や追い払い用花火等の導入による自衛体制の強化 ・現地研修会や講習会の開催による被害防止対策の普及啓発及び各種情報の発信 ・ＩＣＴを活用した捕獲活動 ・捕獲用わなの導入や防止施設等の助成により農業者、集落が実施する鳥獣被害防止対策を支援

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
加美町	関係機関との連絡・調整、情報収集、緊急捕獲の許可を行う。平常時には注意喚起を行う。
宮城県北部地方振興事務所	捕獲許可（権限移譲済みの鳥獣を除く）、捕獲に関する指導・助言及び支援
加美警察署	住民の安全確保、緊急性の判断及び指導を行う。また、日出前及び日没後に捕獲する場合に、警察官職務執行法による捕獲を行う。
加美町鳥獣被害対策実施隊	緊急捕獲等の検討及び捕獲の実施を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣は回収し、焼却、埋設、自家消費等による処分を基本とし、実施隊の解体作業の負担軽減のために、令和7年度に有害鳥獣解体処理施設（年間処理計画頭数600頭）を整備、解体した残渣は一般廃棄物として処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

放射性物質の影響により、出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	加美町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
加美町	総括・事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び事業運営を行う。
加美町農業委員会	遊休農地に関する情報や、農作物被害状況等の情報の提供を行う。
宮城県北部地方振興事務所	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止の指導・支援を行う。
加美よつば農業協同組合	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う。
宮城県農業共済組合	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う。
大崎森林組合	林業被害状況等の情報や、有害鳥獣の生息行動等に関する情報の提供を行う。
加美町区長会	農作物被害状況等の情報収集や、地区及び地域住民の協力体制の構築を行う。
宮城県獣友会大崎支部 加美町分会	有害鳥獣の捕獲に係る情報や、生息状況等に関する情報の提供を行う。
加美町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲の実施及び自主防除策等についての助言・指導等を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県獣友会大崎支部加美町分会有害鳥獣捕獲隊	自主防除策等についての助言・指導等を行う。
宮城のサル調査会	ニホンザルの生態や生息状況等の情報提供及び被害防止対策に関する助言・指導等を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年度に設置『加美町鳥獣被害対策実施隊』

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ニホンザル、ツキノワグマ、カラス、カルガモ、イノシシ、ニホンジカ、カワウの捕獲については、加美町鳥獣被害対策実施隊で捕獲する。
- ・ニホンザルについては、発受信装置等の導入を計画的に行い、位置情報取得による効率的な追い払い体制の整備と強化を図る。
- ・令和7年度に加美町鳥獣解体処理施設を建設し、令和8年度から稼働。実施隊の作業負担を軽減させ、合わせて担い手の育成にも努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施に当たっては、宮城県第13次鳥獣保護事業計画等の県及び町の計画との整合性を図りながら実施する。
また、ハクビシン及びタヌキについては、被害を受けている農業者等に対し、箱わなの貸出を行う。